

かすみがうら市 小中一貫教育基本方針



平成30年3月（改訂）

かすみがうら市教育委員会

《 目 次 》

<u>1 まえがき（学校教育の現状とかすみがうら市の教育）</u>	ページ 1
<u>2 小中一貫教育の基本的な考え方</u>	2
<u>3 小中一貫教育が目指すもの</u>	4
(1) 小中一貫教育において目指すもの、資質・能力	
(2) 中学校区で目指す学校像、目指す児童生徒像の設定	
<u>4 小中一貫教育のとらえ方</u>	6
<u>5 小中一貫教育推進の方法</u>	7
(1) すべての中学校区における推進	
(2) 9年間を見通した教育課程の編成	
(3) 小中学校の接続、中学校区内小学校間の連携（小小連携）の重視	
(4) 学校運営協議会制度について	
<u>6 小中一貫教育推進の形態</u>	8
(1) 教育課程における学年の区切りについて	
(2) 施設形態について	
<u>7 小中一貫教育推進のための「5つの視点」</u>	10
<u>8 小中一貫教育の推進により期待される効果</u>	11
(1) 学力の向上	
(2) 郷土「かすみがうら」を愛する豊かな人間性や社会性の育成	
(3) 小学5・6年生および中学1年生の不安感の緩和	
(4) 教職員の意識改革	
<u>9 小中一貫教育を進めるにあたって</u>	12
(1) 郷土教育（愛郷教育）の推進	
(2) 特別支援教育の充実	
(3) I C T 教育の強化	
(4) 保護者・地域への啓発および理解・共有の促進	
<u>10 かすみがうら市教育委員会の役割</u>	13
(1) 小中一貫教育推進のための支援、助言、指導	
(2) 小中一貫教育の啓発	
<u>11 かすみがうら市小中一貫教育推進5カ年計画</u>	13

【資料】・小中一貫教育の予想される取組（例）

1 まえがき（学校教育の現状とかすみがうら市の教育）

かすみがうら市教育委員会では、従来の教育目標である「豊かな学びと創造のまちづくり」の実現に向けて、平成24年度から平成28年度の5年間の計画期間で市の教育振興のための基本的な施策である「かすみがうら市教育振興基本計画」に基づき教育行政に取り組んできました。

近年、教育を取り巻く環境は、国際化の進展、核家族化や少子化の進行、市民ニーズの多様化・高度化などにより、大きく変化している中で、規範意識の低下については、学校においても大きな課題となっています。義務教育の9年間を通して「小1プロブレム」「10歳の壁」「小学校高学年の不安定さ」「中1ギャップ」などが課題として取り上げられています。特に、中学校へ進学するにあたり、学力面、生徒指導面、人間関係等から戸惑いや不安を感じる子どもたちが多くいることが各種実態調査においても明らかになり、自己有用感の低下も指摘されています。さらに、身体面においても現在の小学校5年生は、昭和25年の中学校1年生の体格を上回っています。これは、児童の心理的、身体的発達が早まり、小学校5年生ごろから思春期特有の著しい心身の変化が見られてきていると考えられます。

このような状況を踏まえ、かすみがうら市は、これまでの取組の成果を継承しつつ、「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」を基本理念とした新たな「かすみがうら市教育振興基本計画(平成29年度～平成33年度)」を策定しました。この計画を基本とし、学校、家庭、地域および関係機関との連携協力を図りながら子どもたちの健やかな成長を願い、小中学校の教職員が一体となって学習指導や生徒指導等に系統的、継続的に取り組み、義務教育9年間の指導を行うことが重要となります。

一方、平成16年8月に文部科学大臣より「義務教育の改定案」が提示されて以来、小中一貫教育に関して様々な提言がなされ、全国各地で実践研究がなされてきました。また、平成25年6月に閣議決定した第2期教育振興基本計画においても「小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指し、義務教育9年間を通じて児童生徒の発達に合った学びを実現するため、小中一貫教育の取組を推進する」との文言が盛り込まれました。

平成28年度の文部科学省の調査では、全国自治体の14%で、小中一貫教育が完全実施されており、学力向上や中1ギャップの解消をはじめとして多くの成果が発表されています。

かすみがうら市においても、かすみがうら市教育研究会や各小中学校でこれまで研究、研修を重ねてきています。しかしながら、これまで学校ごとや中学校区での取組が中心であったため、市全体としての取組まで高められていませんでした。そこで、今後5年間を見据えた「かすみがうら市教育振興基本計画」の策定を機に、市として小中一貫教育に取り組むことが、学校教育の目標を達成するための手立てとして有効であると考え、市内すべての小中学校における小中一貫教育の推進を期して、ここに「かすみがうら市小中一貫教育基本方針」として策定しました。

2 小中一貫教育の基本的な考え方

かすみがうら市では、これまで「豊かな学びと創造のまちづくり」を教育の基本方針にして、様々な施策を展開し、その達成のために努力してきました。一方、児童生徒には学力や体力、いじめ・不登校、特別支援教育などについての課題も生じています。

そこで、かすみがうら市としては学校教育の目標を一層達成するための最も効果的な手法として、市内全小中学校に小中一貫教育を導入することとします。

小中一貫教育を実施することにより、児童生徒一人一人の「生きる力」が一層育まれ、充実した学校生活を送ることができ、児童生徒が「かすみがうら市で学んでよかった」と思えるようにします。また、小中一貫教育を通して、かすみがうら市の豊かな自然や文化、歴史、地域を支える人々などについて、小中学校で計画的に学んでいくことで、ふるさと「かすみがうら市によさ」を改めて認識させます。

これらにより、児童生徒が「郷土かすみがうら市」を誇りに思い、周りの人に感謝し、本市を愛する人になることを期待するものです。

実施にあたっては、かすみがうら市の学校教育の現状と課題、特に、児童生徒の実態を踏まえた上で、地域の特性等を十分に活かしながら小中一貫教育を進めていくこととします。

基本的な考え方1

「生きる力」の育成のために

- 知・徳・体のバランスのとれた教育

活動の実践（9年間を見通した系統的な学習指導、小小・小中学校間の行事連携、小学校高学年一部教科担任制、ICT機器の活用など）

基本的な考え方2

「郷土のよさ」を実感するために

- 愛郷教育・キャリア教育の充実

（人間関係づくり、子どもミライ学習、総合的な学習の時間を活かした横断的な教育活動、自己有用感の向上、社会性の伸長など、）

なぜ小中一貫教育なのか？

- 9年間継続した指導のもとで学習に取り組むことができる

中学校の学習への接続を意識した小学校段階での指導の充実を実現し、9年間継続した系統的な学習に取り組むことができます。また、小学校第1学年から中学校卒業時の児童生徒の姿を意識した学習指導・支援を計画的に行うことができます。つまり、一人一人の特性（持ち味）を9年間かけて伸ばし育てる教育を展開することができます。

- 環境の急激な変化を緩和し、幅広い人間関係を築くことができる

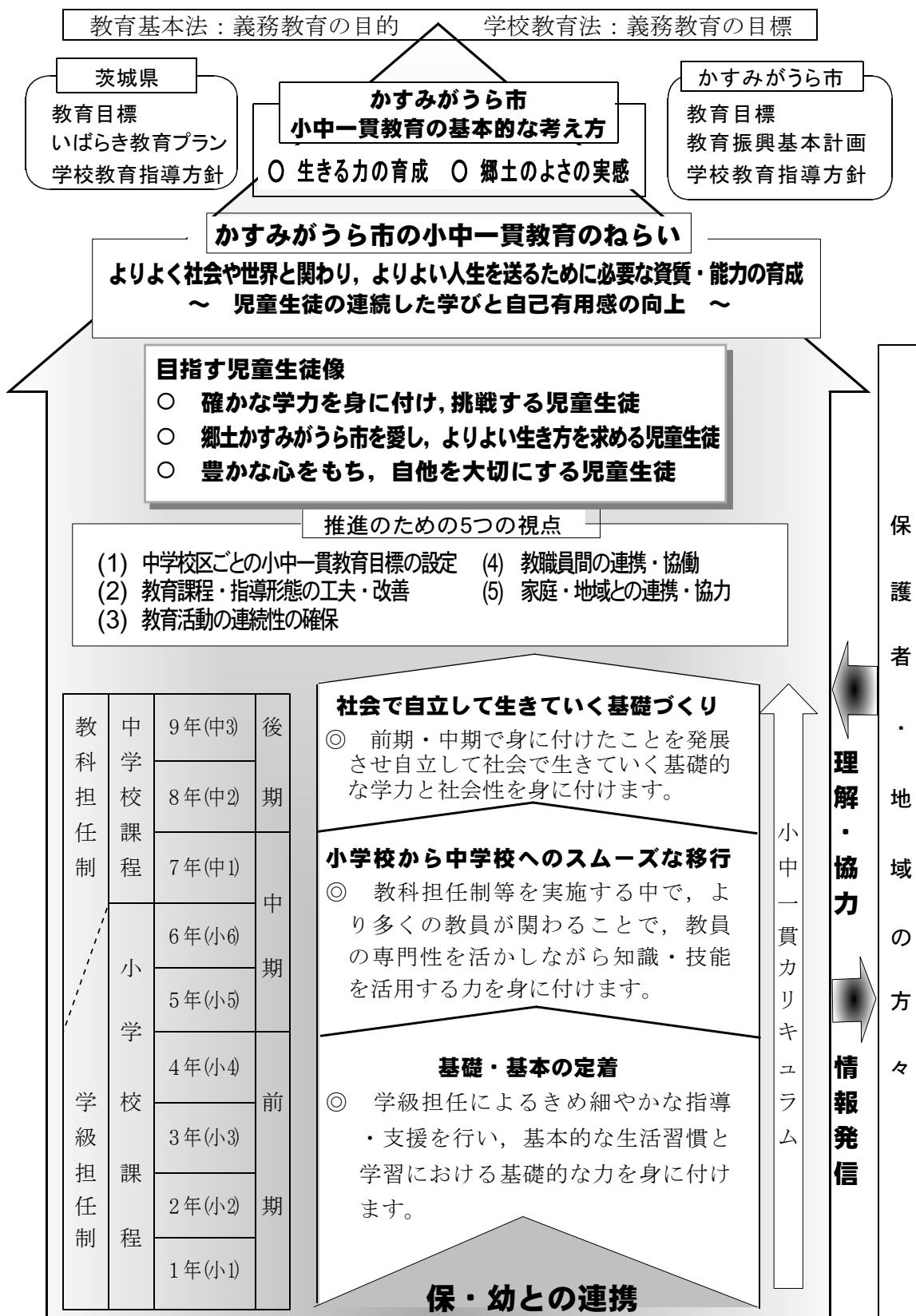
小学校から中学校への環境の激変を緩和することにより、ストレスを解消・減少し、幅広い年齢の児童生徒と学校生活を共にすることで、多様な人間関係を形成し、自己有用感を高めることができます。

- 児童生徒の発達に合わせ、9年を通した生活指導を行うことができる

小・中学校間の情報共有をさらに密接に行うことにより、9年間の継続的な生活指導を充実させることができます。

- ※ 「生きる力」とは、文部科学省では、「変化が激しく、新しい未知の課題に試行錯誤しながらも対応することが求められる複雑で難しい次代を担う子供たちにとって、将来の職業や生活を見通して、社会において自立的に生きるために必要とされる力」（中教審答申 H20.1）と定義している。本事業では、これに基づき「よりよく社会や世界と関わり、よりよい人生を送るために必要な資質・能力」とした。
- ※ 「郷土のよさを実感する」とは、学習指導要領をもとに、本事業では「かすみがうら市の地理的環境、産業、地域の様子の変遷等について、自分たちの生活との関連を踏まえて理解するとともに、地域の伝統や文化を大切にして、社会に尽くした先人に尊敬の念を深め、地域に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を持つこと」とした。

かすみがうら市が推進する小中一貫教育のイメージ図



3 小中一貫教育が目指すもの

かすみがうら市学校教育の目標は、思考力・判断力・表現力等を身に付け、これからの中社会をよりよく生きる力、みんなが手を取り合い共に健やかに生きる力を育成することを大切にするために次のように定められました。

学校教育の目標

人間性豊かで、よりよい生き方を求める子どもの育成を図る

また、生涯学習の目標として、地域住民の交流を図り、学んだことを地域に活かす、学び合い・支え合い・高め合う生涯学習の体制づくりと、一人一人が自ら学び続けることができる生涯学習体制の確立のために次のように定められました。

生涯学習の目標

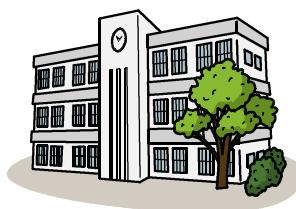
自分を磨き、より豊かな人生の実現を目指す市民の学びを促進する

これら2つの目標を達成するためにも、かすみがうら市全小中学校が小中一貫教育を実施することにより、児童生徒一人一人の「生きる力」が一層育まれ、充実した学校生活を送ることができ、児童生徒が「かすみがうら市で学んでよかった」と実感できるようにします。また、小中一貫教育を通して、かすみがうら市の豊かな自然や文化、歴史、地域を支える人々などについて、小中学校で計画的に学んでいくことで、郷土かすみがうら市を誇りに思い、市の発展に貢献する意識を高めていきます。

平成28年12月、中央教育審議会より、2030年の社会を見据えた初等中等教育が果たすべき役割が示され、学習指導要領等の改善の方向性が答申されました。

これを受けて、平成29年3月、文部科学省は、子どもたちが未来社会を切り拓くための「資質・能力」を一層確実に育成すること、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共にし、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視して、新学習指導要領を定めました。

かすみがうら市でも、児童生徒の将来を見据え、小中一貫教育で育成を目指す資質・能力を次のように設定しました。



(1) 小中一貫教育で目指すもの、資質・能力

子どもたちが、将来、職業生活や市民生活、文化生活を過ごす上で、よりよく社会や世界と関わり、よりよい人生を送るために、必要な資質・能力を育成する。

かすみがうら市では、育成を目指す資質・能力を、「育成する力（7 Powers）」と「態度・価値（8 Values）」の2つの視点からとらえます。

○育成する力・7Powers

多面的な 思考力	種々の情報に対して、その正しさを根拠に基づき、客観的、論理的に評価したり、他の見方や考え方はないかなどと、多様な視点から考えたりする力。
問題解決力	明らかにしたいこと、知りたいこと、改善すべきこと、達成したいことなど、自分や自分が属する集団にとっての課題や問題を発見し、その解決や目標達成をなしこげる力。
協働力	学びを深めたり、目標達成に向けて取り組んだりするために、他者と協力する力。
伝達力	自分の考えや主張、調べたことなどを分かりやすく、正しく伝える力。
先見力	ある行動や出来事、働きかけの結果としてどのようなことが起こるのか、何をどうすればうまくいくのか、うまくいかないのかなどを予測し、それに基づき適切な判断をする力。
感性・表現・ 創造力	音楽や造形物、自然物や身体、形や色、音、触感、言葉や記号などから何かを感じ取ったり、それを通じて表現をしたり、美しさや新しい価値を生み出したりする力。
メタ認知力	自分が考えていることや理解の程度、感じていることなどを自分自身で感じ取り、それに応じて思考や行動などをよりよい方向にコントロールする力。

○態度・価値・8Values

愛する心	生き物や自然、国や郷土かすみがうら、伝統や文化、家族や友人、そして自分自身について、愛情や尊重する気持ちをもち、大切にしようと思う心。
他者に対する 受容・共感・ 敬意	人それぞれが多様な考え方や意見、価値観をもつことを理解し、それが自分と異なる人も受け入れる態度や、相手の気持ちに共感したり、敬意や感謝の気持ちをもったりする心。
協力し合う心	集団の中で積極的に他者と協力したり、関わりをもったりする態度や、集団における役割を果たそうとする責任感、リーダーシップやフォロワーシップ。
より良い社会 への意識	人々の生活や社会の仕組みを見直し、より良いものにしようとする意識や、そのために社会と積極的に関わり、大切なことや良いこと、必要なことを実践しようとする態度。
好奇心・ 探究心	詳しく知りたいと思う気持ち、些細な出来事にも興味関心をもつ態度、知りたいことや解決したいことを見つけようとする姿勢、疑問に合理的な答えを得たいと思う心。
正しくあろう とする心	ルールを守ろうとする心、道徳的に正しくあろうとする心、欲望や感情に流されない自制心、公平・公正であろとうする心、悪いことを憎むなどの心。
困難を乗り越 える心	大変なことでも粘り強く取り組んで最後までやり遂げる姿勢や、間違えや失敗にも意欲を失わず、そこから学んで再挑戦する態度。
向上心	より高いものをを目指して、自ら決めた目標に向けて努力したり、一人の人間としてより良い生き方や自分らしさを求めるようしたりする態度。

(2) 中学校区で目指す学校像、目指す児童生徒像の設定

中学校区内にある小学校と中学校が、小中一貫教育で目指す資質・能力の育成に向けて、「目指す学校像、児童生徒像」を共有し、その実現を目指して、校種の違いによる意義を大切にしつつも、義務教育9年間で児童生徒の学びの連続性を保障した教育活動を市内小中学校全校で推進することとします。

学校としてのビジョンのもと、把握された現状と特定された課題や中学校区内の保護者や地域住民の願いを踏まえ、「義務教育を終える段階で身に付けておくべき資質・能力は何か」という観点から、児童生徒の将来を見据え、自立した大人をイメージして15歳段階の目指す児童生徒像を設定していきます。また、その像を前提として、各学校段階や学年段階の区切りごとに設定し、学校と保護者、地域住民の役割分担も行いながら、各段階での責任をもった取組を強化していくようにします。

「目指す児童生徒像」の実現に近づくためには、児童生徒の学習状況や地域の実態等を踏まえ、特定された課題に即した具体性のある目標を設定していきます。目標の実現には、9年間の継続的、系統的なカリキュラムの指導の中で、また、小中および小小の連携を深める中で、バランスよく資質・能力を育てていくことが重要と考えます。評価項目・指標の設定にあたっては、関係者が努力の成果を実感してさらなる改善への意欲を高めたり、保護者や地域住民と進むべき方向を共有して協力関係を強化したりできるようにします。特に、既存の学校評価の仕組みを有効に活かしながら、小中一貫教育の取組により目指している効果や実施する取組内容、想定される課題等を踏まえて設定します。

4 小中一貫教育のとらえ方

かすみがうら市では、小中一貫教育を次のようにとらえます。

義務教育9年間で児童生徒を育てるという視点に立ち、9年間を見通した教育課程の中で小中学校間の密接な連携を図る教育

かすみがうら市では、これまで小中学校で児童生徒の情報を共有することを目的に、教育研究会や中学校区内推進委員会を経て、小中連携、小小連携の視点をもって教育活動を行ってきました。そこで、今後は、小中一貫教育により、これらの取組を発展させ、小中学校の教職員が義務教育9年間で、責任をもって児童生徒を育てるという視点に立ち、9年間を見通した教育課程の下で、小中学校それぞれの目標や教育内容、教育活動に系統性を図ったり、児童生徒や教職員が交流したりするなどして、小中学校間の密接な連携を図る教育を推進していくこととします。

なお、小中一貫教育を進めるにあたって、地域・家庭との連携協力を強化していくとともに「開かれた学校づくり」を推進していくことも重要であるという観点から、地域住民の力を学校運営に活かす「学校運営協議会制度」の取組についての調査研究を行っていきます。

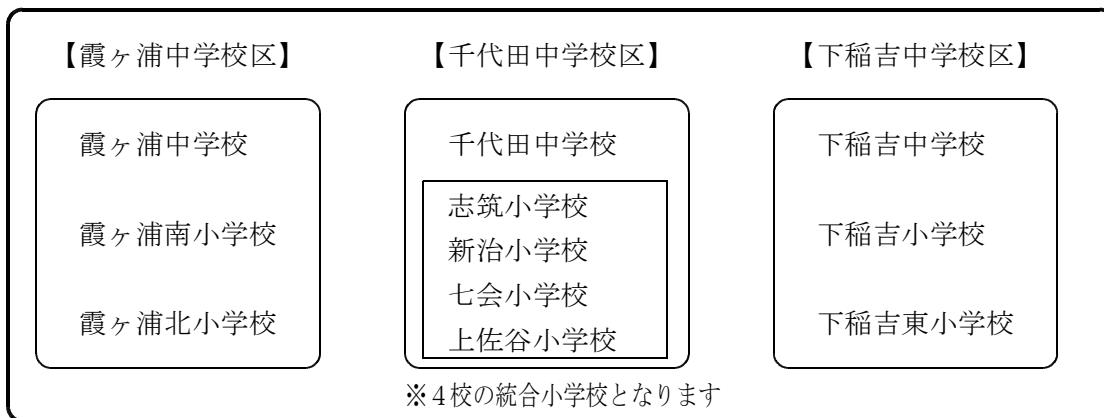
文部科学省 中央教育審議会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」より（H24.9）

- * 「小中連携教育」…小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育
- * 「小中一貫教育」…小中連携のうち、小・中学校が9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育

5 小中一貫教育推進の方法

(1) すべての中学校区における推進

中学校区の実態に応じて、小中一貫教育を推進します。



(2) 9年間を見通した教育課程の編成

小中一貫教育の中核となるのは、義務教育9年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。ここでは、教職員の共通認識の下で、義務教育9年間を見通した学校教育の目標（中学校卒業時点での目指す児童生徒像）をなるべく具体的に設定した上で、目標達成のための手段として、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施する必要があります。

9年間を見通した教育課程を編成する上で、まず必要なのは大綱的基準である学習指導要領の系統性をしっかりとおさえることです。その上で、すべての教員が、

- ・ 当該学年の指導事項がどのように上学年の指導事項に結びついているのか
- ・ 当該学年の学習を行う上で、どのような基礎知識を下学年で習得しているのか

を把握し、当該学年における指導の充実や指導方法の改善意欲を高めていくようにします。

(3) 小中学校の接続、中学校区内小学校間の連携(小小連携)の重視

小中学校間の円滑な接続を図るために、小学校5・6年生から中学校1年生の接続期を重視した取組を行います。

また、かすみがうら市は複数の小学校から校区の中学校に進学します。小中一貫教育を推進するにあたって、同じ学校種で統一できること、系統的に進めること、共同して実践することなどを検討したり、実践したりすることで、ともに伸びていく学校づくりが可能になります。

(4) 学校運営協議会制度について

かすみがうら市において、これまで各中学校区あるいは各学校で地域との連携を強化・実践してきました。今後さらに、地域・保護者との連携体制を継続的に確保し、連携を強化していくために、「学校運営協議会制度」についての調査・研究を進め、小中一貫教育を効果的に推進していくようにします。

6 小中一貫教育推進の形態

(1) 教育課程における学年の区切りについて

かすみがうら市では、児童生徒の心や身体の発達段階を踏まえ、1～4年生で基礎・基本の定着を図り、5～9年生の前半にあたる5～7年生は基礎・基本の徹底に重点を置いた指導を行います。後半の8～9年生は、生徒の個性・能力を十分に伸ばし、実践力の伸張を図る指導を行います。(下図参照) ただし、この区切りは小中一貫教育を行う上で、系統的・継続的な教育活動を実践するための区切りであって、4年生で小学校を卒業したり、5年生から中学校に入学することではありません。また、文部科学省の「学習指導要領」をもとにカリキュラムを設定していますので、転入転出についても通常通りとなり心配ありません。

校種	小学校課程				中学校課程				
形態	学級担任制				教科担任制				
学年区分	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
教育課程編成上のとらえ方	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
基礎・基本の定着 (学び方を知る)				基礎・基本の徹底 (学びの喜びを知る)				実践力の伸長 (自ら学ぶ)	

9年間一貫した系統的・継続的な教育活動

(2) 施設形態について

施設形態(施設一体型・施設隣接型・施設分離型)の違いによらず、中学校区ごとに同じ学校教育目標の実現に向けて、系統的・計画的な9年間の教育課程のもとに実践します。一般的に施設形態は下記のように分類されます。(9ページ表参照)

① 施設一体型(義務教育学校または併設型小中一貫型小学校・中学校の形態)

同じ施設内に、小学校1年生から中学校3年生(9年生)までが、ともに学校生活を送ります。また、教科担任制による学習指導や少人数指導の充実を図ります。小学校担当の教員が中学校で授業を行ったり、中学校担当の教員等が小学校高学年において教科担任制を実施したりすることにより、より専門的な学習をすることができます。

② 施設隣接型(義務教育学校または併設型小中一貫型小学校・中学校の形態)

同じ敷地内に小学校と中学校が隣接されており、義務教育学校と小中一貫型小・中学校の2つの形態があります。義務教育学校、小中一貫型小・中学校では、どちらでも教科担任制による学習展開の拡充や少人数指導の充実を図ります。義務教育学校では、①とほぼ同じですが、小中一貫型小・中学校では、それぞれが独立した学校となりますので、各校種ごとの教職員が教育活動にあたります。小学校と中学校の校舎は隣接されていますので、児童生徒および教職員の活動に伴う移動は短時間ですみます。

③ 施設分離型（小中一貫型小・中学校の形態）

近隣の小学校と中学校が敷地は別々で、教員や児童生徒が学校間を移動して学習したり、活動したりします。これまで中学校区ごとに行ってきた小小連携や小中連携に関する活動を継続・拡充して行います。

施設形態別の学校の特色

設置形態	義務教育学校			併設型小中一貫型小学校・中学校					
施設形態型	一体型	隣接型	分離型	一体型	隣接型	分離型			
内 容	義務教育の小中学校9年間を一貫した教育課程と学校環境のもとで実施するもの。			児童生徒、教員の交流や合同の活動を通して小中学校間の円滑な接続を図るもの。					
目的	小中の連続性ある教育活動の充実								
教育課程	9年間にわたる一貫した教育課程								
学校経営	系統的・一体的な学校経営		小中学校がそれぞれで経営 代表校長を指名(各校に校長在職)						
学校運営	一人の校長による経営・運営		定期的な小中一貫教育推進委員会の実施						
児童生徒	学校生活をともにする。		計画的に積極的な交流を行う。						
教職員	一つの学校の一員として、児童生徒の教育にあたる。		それぞれの学校に籍を置いたまま、互いに連携・協力して、児童生徒の教育を行う。 (一部の教員に兼務発令)						

※かすみがうら市の現状から、設置者の異なる連携型小学校・中学校は除きました。

○ 中学校区における小中一貫教育の推進

かすみがうら市の小中一貫教育は、各中学校区の実態から、中学校区単位で小中一貫教育に取り組みます。

※ 霞ヶ浦中学校区および下稻吉中学校区においては、施設の設置状況から、施設分離型の併設型小中一貫型小学校・中学校として、小中一貫教育を進めていくこととします。

※ 千代田中学校区においては、千代田中学校区内の4小学校（志筑小学校・新治小学校・七会小学校・上佐谷小学校）の統合小学校を千代田中学校敷地内に設置することを踏まえて、義務教育学校として小中一貫教育を進めていくこととします。

7 小中一貫教育推進のための「5つの視点」

かすみがうら市では、小中一貫教育を進めるための重点を「5つの視点」として定め、施設形態にかかわらず、すべての小・中学校での取組を推進しています。

(1) 中学校区ごとの小中一貫教育目標の設定

小中学校で目指す児童生徒像を共有し、「生きる力」の育成を図ります。特に、各中学校区では、小中学校間で地域の児童生徒の状況を共通理解した上で、学校間での協議を経て、小中学校9年間での「小中一貫教育目標」「目指す児童生徒像」を設定します。その上で、「目指す児童生徒像」の実現に向け、発達段階や前期(小1～小4)・中期(小5～中1)・後期(中2～中3)ごとの「つけたい力」とそれに応じた指導内容などを設定し実践します。

(2) 教育課程・指導形態の工夫・改善

教育課程(カリキュラム)の編成や指導方法などの工夫・改善を図り、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成を目指します。その中で、小中学校の指導内容の連続性を意識した小中一貫カリキュラムの編成や指導・支援方法の統一を行います。また、中学校教員による小学校での授業の実施や、小中合同での授業研究の実施等による、9年間を見通した学習指導の充実を図ります。特に、9年間を通した「学びの約束・ルール」を設定し、小学校低学年から一貫性のある指導を積み重ねることで、「主体的に学びに臨む姿勢」と「主体的に学び続ける力」を高めていきます。

(3) 教育活動の連続性の確保

小中学生がともに活動する機会の充実等により児童生徒の自己有用感を高めるとともに教育活動の連続性を推進します。小学生と中学生の交流活動など、小中学校の学習・生活の円滑な接続に向けた取組を実施します。

(4) 教職員間の連携・協働

小中学校の教職員間の「連携」と「協働」を深めていきます。その上で、小中一貫した指導方法や行事等の企画・立案とその実現に向けた具体的な取組を推進します。小中学校の教職員による「部会」を中学校区ごとに設定し、児童生徒の実態を把握した上で充実策や改善策を共有し、日々の教育活動に反映していきます。

(5) 家庭・地域との連携・協力

家庭や地域との「連携」「協力」をより一層推進していきます。特に、小中一貫教育の取組について、児童生徒や保護者、教職員等への学校評価アンケートを実施し、点検・改善を推進します。

8 小中一貫教育の推進により期待される効果

(1) 学力の向上

義務教育9年間を見通し、児童生徒の発達に即した系統性、継続性のある指導や中1ギャップの解消・緩和により学習意欲の高揚が図れ、学力の向上が期待されます。

(2) 郷土「かすみがうら市」を愛する豊かな人間性や社会性の育成

小中学校や小学校同士（小小）による児童生徒の異年齢集団の連携や地域の方々との交流を通して、集団の中での自己有用感や自尊感情が高まり、コミュニケーション能力や規範意識などの社会性が育ち、人との関わりが広がってきます。

さらに、かすみがうら市の豊かな自然や文化、歴史、地域を支える人々などについて、小中学校で計画的に学んでいくことで、郷土「かすみがうら市のよさ」を改めて認識することができ、かすみがうら市を誇りに思い、周りの人に感謝し、かすみがうら市を愛し市の発展に貢献する意識を高めるようになることが期待されます。

(3) 小学5・6年生および中学1年生の不安感の緩和

小学校高学年から可能な範囲で教科担任制を取り入れたり、小学校と中学校の教員が相互に乗り入れて授業を行ったりすること等によって、中学校への接続を円滑にすることで、中学校進学に対する不安の解消や進学への期待感の高まりが期待できます。

また、かすみがうら市においては中学校の英語授業や小学校の外国語活動の充実を図るため、ALTや英語非常勤講師の活用がすでに始まっており、今後も児童生徒の国際性の醸成とともに英語学習への関心意欲の高まりが期待されます。

(4) 教職員の意識改革

小中学校教職員が、中学校区の特性と課題を共有し、9年間で児童生徒を育てる意識をもち、教育活動を実践します。これにより、小中学校間の文化の違いやそれぞれのよさを理解し合い、学習指導や生徒指導による変化が見られることが期待できます。

9 小中一貫教育を進めるにあたって

小中一貫教育を進めるにあたり、かすみがうら市でこれまで重点施策として展開してきた特別支援教育を充実するとともに、ICT教育、郷土教育(愛郷教育)を一層推進していくこととします。また、小中一貫教育の推進にあたって、教育の継続性や質を担保していくためには、小中一貫教育に適した教職員体制の構築はもとより、地域住民の存在が大きな役割を果たします。今後も、地域住民、保護者への啓発および理解・共有の促進を進めています。

(1) 郷土教育(愛郷教育)の推進

郷土教育(愛郷教育)は、人間としてのよりよい生き方を求める「心の教育」の充実を目指したもので、児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等とふれ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、「郷土のよさの発見」「郷土への愛着心の醸成」「郷土に生きる意欲の喚起」を目指します。

(2) 特別支援教育の充実

小中学校教職員が特別な支援を必要とする児童生徒の情報交換を密にし、協力体制を整え、小中学校で継続した指導を行うことで、児童生徒が個々の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できる資質や能力を身に付けることができるようになります。

(3) ICT教育の強化

小中一貫教育においては、異なる学校の児童生徒間、教職員間の様々な交流を考えられますが、施設分離型の学校間では施設が離れていることにより課題が多いのが現状です。テレビ会議システムやICT機器を効果的に活用することにより、物理的な移動の負担を軽減することも可能になり、児童生徒の興味関心を喚起し、理解力、表現力の向上も図れると考えます。

(4) 保護者・地域への啓発および理解・共有の促進

小中一貫教育を充実したものとするためには、学区の保護者や地域住民の理解・協力を得ることが大切です。特に、地域との関わりの中で、15歳までに「どのような子どもを育てていくか」という目指すべき姿を保護者や地域住民と共有し、小中一貫教育のカリキュラムに地域の特色を活かしていくようにしていきます。また、子どもたちの豊かな学びと育ちを地域ぐるみで支えられるようにするために、中学校区ごとに説明会等を開催し、保護者・地域の方々への啓発および理解・共有の促進を進めます。さらに、地域住民・保護者等が学校運営に参画する「学校運営協議会制度」の調査・研究を進め、小中一貫教育を効果的に推進していくようにします。

10 かすみがうら市教育委員会の役割

(1) 小中一貫教育推進のための支援、助言、指導

- ① 小中一貫教育推進のための資料を作成します。

小中一貫教育を通して、教育課程全体で「育成する力（7 Powers）」と「態度・価値（8 Values）」を育成していく上で、各教育研究会等と連携し、教科・領域の指導計画を作成します。また、愛郷教育全体計画について作成します。

- ② 「小中一貫教育推進訪問」を実施し、指導主事等が、各学校の実状に合った支援、助言、指導を行います。

指導主事による市指導室訪問時に、各校の小中一貫教育に関する進捗状況を確認していきます。さらに、授業参観および研究協議を通して、小中一貫教育の充実を図っていきます。

- ③ 「小中一貫教育推進委員会」を定期的に開催し、各中学校区ごとの取組を市内全学校で共有し、推進のための一助とします。

これまで行ってきた「小中連携推進委員会」を「小中一貫教育推進委員会」として設置し、各中学校区での取組の状況の確認と、情報の共有を図ることで、かすみがうら市全体の小中一貫教育が推進しやすいようにします。

各中学校区で行う「小中一貫教育推進委員会」の進捗状況を確認し、適時訪問指導を行います。

(2) 小中一貫教育の啓発

- ① 小中一貫教育研究モデル中学校区を指定（2年間）し、小中一貫教育研究発表会を開催し、各校への啓発を行います。

平成34年度完全実施に向けて、モデル中学校区の取組を市内全小中学校で実践できるようにしていきます。そのために、定期的な研修会を実施し、教職員の実践力の充実を図っていきます。

- ② 各学校の教職員や保護者、地域の方々に小中一貫教育に関する理解が深まるよう、リーフレットや実践状況のたよりを発行します。また、中学校区ごとの説明会を適時実施し、保護者や地域の方への啓発を行っていきます。

- ③ ホームページでの情報提供を積極的に行います。その際、各中学校区の実践的な取組を中心に紹介していきます。

1.1 かすみがうら市小中一貫教育推進5カ年計画

平成29年度(2017.4/1～2018.3/31) 設定期 【ねらいの明確化】

市小中連携推進委員会を中心に、中学校校区ごとの小中連携・小小連携を推進するとともに、小中一貫教育に向けた調査・検討を行います。また、これまで行われてきた「あいさつ運動」や「合同行事」を活かした小中連携・小小連携の活動を推進します。さらに、全中学校に外国語活動・英語における市非常勤講師を配置し、該当小学校への乗り入れ授業を行うことで、小中連携を強化します。

《 第Ⅰ期 》

平成30年度(2018.4/1～2019.3/31) 準備期 【準備・実践・試行①】

学校長間で情報交換、経営方針・児童生徒像の部分共有化を進めるとともに、教頭会、教務主任会等を中心として連絡調整を行います。その際、共有できる部分の洗い出しと計画・実践を行い、小中一貫教育の準備を進めます。

例えば、計画訪問等を活用した相互授業参観、生徒会・児童会での相互交流などを推進するとともに、各中学校校区の小中一貫教育推進委員会において各部会ごとに協議・検討を進め、PDCAサイクルを大切にした教育実践を進めます。

平成31年度(2019.4/1～2020.3/31) 移行開始期 【実践・試行②・改善】

平成30年度までに検討した事項をもとに小中一貫教育の試行を開始します。特に、9年間を見通した中学校校区における経営方針を学校長間で協議して示すとともに、それを受け各学校の学校経営方針を示します。その際、各校で進めてきた「特色ある学校づくり」によって形成された「学校文化」は継承できるように留意します。

例えば、複数教科による相互授業参観、小中教員によるチームティーチング授業、中学校校区の課題を解決するための合同研修会の開催などを計画的に進めていきます。

平成32年度(2020.4/1～2021.3/31) 移行推進期 【系統化・推進】

平成31年度に開始した小中一貫教育の中学校校区ごとの計画に基づいて実践します。その中で改善すべきことなどは、中学校校区における小中一貫推進委員会で協議していきます。特に、「目標・指導内容・指導方法」を学年内のすべての教職員が共通理解し、同じ方向で指導・支援を行えるようにします。

《 第Ⅱ期 》

平成33年度(2021.4/1～2022.3/31) 移行強化期 【方針改善・強化】

中学校校区ごとの小中一貫教育が軌道に乗るように、これまでの実践を見直し、目標達成に向けて推進していきます。この際、9年間を見通した学校経営方針に基づき、学年目標、学級目標や校内研修の方針、生徒指導の方針、PTA運営方針などを従前の方針を改善していきながら、完全実施していきます。

平成34年度(2022.4/1～2023.3/31) 完全実施 【実践強化】

小中一貫教育(施設一体型、施設隣接型または施設分離型)による、すべての教育活動の充実を図っていきます。特に、統一性のある整合した学校教育目標のもと教育活動を実践するとともに、9年間の発達区分に基づく教育活動の充実を図ります。

【資料】 小中一貫教育の予想される取組(例)

(1) 児童生徒の交流

- 学校行事等の合同実施や相互参加
 - ・遠足、体育祭、音楽会等への合同実施、相互参加
 - ・スポーツの交流
 - ・小学生に対する中学生の合唱指導
- 5、6年生の中学校体験
 - ・中学生との合同授業
 - ・生徒会と児童会の交流
 - ・部活動見学、部活動体験
 - ・進学説明会での生徒会による学校紹介

(2) 教職員の交流

- 合同研修会
 - ・テーマ別研修の実施(学習指導、道徳等)
 - ・児童生徒理解に向けた情報交換
- 授業参観・授業研究
 - ・中学校教員による小学校での授業
 - ・小学校教員による中学校への授業協力

(3) 9年間を見通した教育課程の編成等

- 学力・学習状況、生活状況等の分析による課題の共有
 - ・中学校区小中一貫教育の目標の設定と研究部会の設置
 - ・進学前後のアンケート等による児童生徒の実態調査
 - ・学習や生活の手引き等のリーフレット作成
- カリキュラムの作成
 - ・中学校区の実態に基づくカリキュラム編成
 - ・指導方法の共通理解
- 小学校間連携の推進
 - ・学習指導や生活指導における指導方針や指導方法について、中学校を参考にした共通理解
 - ・PTA間の交流（研修会、家庭教育学級講演会等の合同実施）

